

虐待防止のための指針

医療法人光風会 訪問看護ステーションみどり

1. 基本方針

医療法人光風会訪問看護ステーションみどり（以下事業所）では、利用者への虐待は、人権侵害であり犯罪行為であると認識し、虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴力をくわえること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応など利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすることまたは、利用者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること。利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止のための具体的措置

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における利用者虐待を防止するため、利用者及びその家族からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

(2) 虐待防止委員会の設置

- ①事業所は虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下委員会）を設置する。委員会の運営責任者は管理者とする。
- ②委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ③委員会は定期的（年1回以上）かつ必要に応じて開催する。
- ④委員会は次のような内容について協議する

- ・虐待防止のための職員研修の内容等に関すること
- ・虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を発見した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発防止策を講じた際に、その効果および評価に関すること

(3) 職員研修の実施

- ①職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- ②研修の開催は年1回以上とし新規採用時には必ず実施する。
- ③研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し保存する。

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所における虐待を防止するための具体的措置として前(1)から(3)号を適切に実施するため、専任の担当者(以下担当者)を設置する。なお、当該担当者は、虐待防止委員会の運営責任者と同一とする。

4. 職員の責務

職員は、家庭内における利用者虐待は外部からの把握が困難であることを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は速やかに市町村へ報告する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の安全と権利を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげる。
- (4) 事業所内における利用者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識

し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

- (5) 事業所内において虐待と疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 指針の開示

虐待防止の指針は、事業所内に提示するとともにインターネットのホームページでも公表し、利用者及びその家族が自由に閲覧できるようとする。

<http://care-net.biz/09/kounan>

附則 1 本指針は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。